

○地方税収確保対策に係る県・市町村交流職員の事務実施要領について

平成9年4月1日

税第8号

総務部長

このことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

地方税収確保対策に係る県・市町村交流職員の事務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、別添の「地方税収確保対策に係る税務職員交流に関する協約書」(以下「協約書」という。)に基づき、県と市町村が相互に派遣する税務職員(以下「税務併任職員」という。)の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(税務併任職員の事務)

第2条 県の税務併任職員は、派遣先の市町村において、当該市町村の税務主管者の指揮命令の下、個人住民税その他の市町村税の滞納整理(原則として、滞納税額が高額な事案又は処理が困難な事案に限る。)を行うものとする。

2 市町村の税務併任職員は、派遣先の県税事務所において、県税事務所長の指揮命令の下、県税の滞納整理を行うものとする。

3 前2項の規定により税務併任職員が滞納整理を行う事案及びその事案数の上限(おおむね100事案程度)については、原則として、年度当初において、徴収対策連絡協議会で協議の上、決定するものとする。

(税務併任職員の事務執行に関する留意事項)

第3条 前条第1項及び第2項の規定により、税務併任職員が滞納整理を行う場合は、次の事項に留意するものとする。

(1) 滞納者等との面接、質問検査権の行使等は、派遣先の職員(県税事務所にあつては、原則として地方税収確保対策担当)とともに行うこと。

(2) 滞納整理に従事する際は、事前に、派遣先の上司からの従事命令の内容を派遣元の上司に報告すること。

(3) 滞納整理に従事する際は、派遣先の団体の徴税吏員証を受領し、終了後は速やかに返却すること。

(4) 派遣先での現金領収及び滞納処分の手続並びに滞納者等からの照会、相談等への対応は、主として、派遣先の団体の職員が行うこと。

(5) 派遣先の団体との間で合同滞納整理及び共同公売が実施された場合は、原則として、徴税吏員としての権限を行使しないこと。

(6) 県の税務併任職員は、派遣先で滞納整理に従事した場合は、その従事内容を滞納整理実施結果記録簿(第1号様式)に記載の上、県税事務所の上司に報告すること。

(県税事務所長等の事務)

第4条 県税事務所の納税担当課長は、税務併任職員の勤務状況等について、市町村の納税担当課長と定期的に情報交換を行い、税務職員交流の効果的な運用に努めるものとする。

2 県税事務所長は、県の税務併任職員による市町村税の滞納整理の実施状況について、税務併任職員滞納整理実施状況報告書(第2号様式)により、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに、政策局長に報告するものとする。

12月末現在の実施状況	1月21日
3月末現在の実施状況	4月21日

3 県税事務所長は、協約書に基づく税務職員交流制度に対する理解が深まるよう職員を指導し、当該交流制度の拡大・推進に意を用いるなどして、総合的な地方税収確保対策の円滑かつ効果的な推進に努めるものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成11年税第9号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項の規定は、平成10年度3月末現在の実施状況についての報告から適用する。

附 則(平成16年税第531号)

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年税第30号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成22年税第422号)

この通達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成31年税指第192号)

この通達は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

滞納整理実施結果記録簿

年 月 日

滞納者名	実施内容		課長等印
	電話催告・現地訪問・文書 催告・差押え等・預金調査 等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書 催告・差押え等・預金調査 等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書 催告・差押え等・預金調査 等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書 催告・差押え等・預金調査 等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書 催告・差押え等・預金調査 等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書 催告・差押え等・預金調査 等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書 催告・差押え等・預金調査 等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書 催告・差押え等・預金調査 等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書 催告・差押え等・預金調査 等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書	その他	

	催告・差押え等・預金調査等		
	電話催告・現地訪問・文書催告・差押え等・預金調査等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書催告・差押え等・預金調査等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書催告・差押え等・預金調査等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書催告・差押え等・預金調査等	その他	
	電話催告・現地訪問・文書催告・差押え等・預金調査等	その他	

備考 実施した内容について、該当項目を「○」で囲むこと。ただし、「その他」にあつては具体的な内容を記載すること。

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

年度 税務併任職員滞納整理実施状況報告書(月 末現在)

年 月 日

政策局長 殿

県税事務所長

次のとおり、税務併任職員による滞納整理の実施状況について報告します。

市(区)町村名	従事日数	区分		要滞納整理額	収入化したもの	処分したものの
				税額	税額	(滞納処分停止を除く。)
事案数		市町村税		千円	千円	千円
			うち個人住民税分			

備考 1 「処分したもの」欄には、税務併任職員としての滞納整理の実施期間中に処分したものについて記載すること。

2 処分した後に収入化されたものについては、「収入化したもの」欄に記載すること。

別添

地方税収確保対策に係る税務職員交流に関する協約書

神奈川県及び市町村職員交流システム要綱第6条の規定に基づき、交流職員の身分取扱いその他職員の交流に関し、(以下「甲」という。))と(以下「乙」という。))は、次の条項により協約を締結する。

(交流職員及び交流期間)

第1条 甲と乙との間において交流する職員(以下「交流職員」という。))は、別表の氏名の欄に掲げる者とし、それぞれの者の交流期間は同表の当該交流期間の欄に掲げる期間とする。また、派遣日数は原則として月5日以内とする。ただし、必要があるときは、甲乙協議のうえ、その期間を延長し、又は短縮することができる。

(身分)

第2条 乙は、甲が乙に対して派遣する交流職員を乙の職員に併せて任命するものとし、甲は、乙が甲に対して派遣する交流職員を甲の職員に併せて任命するものとする。

2 甲又は乙が、派遣又は併任の発令をしたときは、甲又は乙は速やかに発令事項を相互に通知するものとする。

(事務)

第3条 交流職員は、派遣されている間に限り、派遣先の滞納整理事務(神奈川県地方税収対策推進協議会会則第9条に基づき、各地区で設置された徴収対策連絡協議会において選定された滞納者に係る滞納整理事務をいう。))に従事するものとする。

2 前項の場合において、交流職員は、滞納整理事務に従事する際に派遣先の徴税吏員証を受領し、当該事務終了後は、速やかに徴税吏員証を返却するものとする。

(給与)

第4条 交流職員の給与(派遣先の業務に従事する間の時間外勤務手当、特殊勤務手当のうち能率手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当を除く。))及び特殊勤務手当のうち職務手当は、甲が派遣した交流職員にあつては甲が、乙が派遣した交流職員にあつては乙が、それぞれの関係規定に基づいて支給する。

2 派遣先の業務に従事する間の交流職員の時間外勤務手当、特殊勤務手当のうち能率手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当は、甲が派遣した交流職員にあつては乙が、乙が派遣した交流職員にあつては甲が、それぞれの関係規定に基づいて支給する。

3 甲又は乙は、交流職員が昇給、昇格等をした場合には、次に掲げる事項を当該昇給、昇格等をした日から15日以内に派遣先に通知するものとする。

- (1) 昇給、昇格等をした日
- (2) 適用給料表、等級号級及び給与月額
(旅費)

第5条 派遣先の業務に従事する間の交流職員の旅費は、甲が派遣した交流職員は乙が、乙が派遣した交流職員は甲が、それぞれの関係規定に基づいて支給する。

(勤務時間等)

第6条 交流職員の勤務時間、休日、休暇、宿日直等については、甲が派遣した交流職員は甲の、乙が派遣した交流職員は乙のそれぞれの関係規定を適用する。ただし、派遣先の業務に従事する間は派遣先の関係規定を適用する。

(服務等)

第7条 交流職員の服務については、甲が派遣した交流職員は甲の、乙が派遣した交流職員は乙のそれぞれの関係規定を適用する。ただし、派遣先の業務に従事する間は派遣先の関係規定を適用する。

2 職務専念義務の免除及び営利企業の従事制限についても前項と同様とする。

(発令事項)

第8条 甲又は乙は、交流職員(併任職員)を、新たに兼任、昇任及び配置換等を実施する場合は、あらかじめ協議を行うものとする。

(分限懲戒)

第9条 交流職員を関係規定に基づき分限又は懲戒処分しようとするときは、そのつど甲乙協議するものとする。

(公務災害補償等)

第10条 交流職員の公務災害補償等については、地方公務員災害補償法に定めるところによる。派遣先の業務に従事する間の公務災害補償等の手続きは、甲が派遣した交流職員は乙の意見を付した報告に基づいて甲が、乙が派遣した交流職員は甲の意見を付した報告に基づいて乙が行うものとする。

2 甲又は乙は、前項の公務災害補償等の手続きを行った結果について、その旨を乙又は甲に報告するものとする。

(その他)

第11条 この協約に定める事項で疑義が生じたもの、及びこの協約に定めるもののほか、交流職員の身分取扱いその他交流職員の交流に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上の協約を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲

乙

別表

甲が派遣し、乙が受け入れる交流職員

氏名	交流期間

乙が派遣し、甲が受け入れる交流職員

氏名	交流期間